

がん診療連携拠点病院の更新推薦について

静岡県立総合病院並びに静岡市立静岡病院について地域がん診療連携拠点病院の推薦を行いたい。指定期間は令和5年4月1日から令和9年3月31日の4年間

(1) 静岡医療圏における指定状況（令和4年10月1日現在）

区分	静岡医療圏の状況
国	○静岡県立総合病院（R2.4.1～R5.3.31）
指定	○静岡市立静岡病院（H31.4.1～R5.3.31）

※地域がん診療連携拠点病院（高度型）廃止のため、地域がん診療連携拠点病院で更新する

(2) 主な更新条件等

区分	内容	静岡県立 総合病院	静岡市立 静岡病院
都道府県協議会における役割	全ての拠点病院等に当協議会の積極的な参加を求めるとともに、当協議会に、都道府県におけるがん対策を強力に推進する役割が求められること	○	○
診療実績	①以下の項目をそれぞれ満たすこと ア 院内がん登録数（基準年間500件以上） イ 悪性腫瘍の手術件数（基準年間400件以上） ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 （基準年間1,000人以上） エ 放射線治療のべ患者数（基準年間200人以上） オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 （基準年間50人以上）	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
BCP（事業継続計画）	医療機関としてのBCPを策定している	○	○
診療機能	○診療体制を確保すべきがん種の追加（下線部） 大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、 <u>前立腺がん</u> 及び肝・胆・膵のがん	○	○
診療従事者	専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等の携わる専門的知識及び技能を有する常勤の技術者数の人数	○	○
医療の質の改善の取組及び安全管理	○拠点病院の指定要件において、日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けることを必須化	○	○

以上の条件を満たしている。